

無実の者に不信任又は辞職勧告の提出を行わない決議（案）

去る令和6年9月議会の初日に正副議長に係る不信任案の提案理由の内容は、議会運営について疑義を説明され、可決したものであります。

しかし、その内容を法的確認したところ、違法又は会議規則違反は一切なく、いわゆる、無実の者へ提出された不信任案であることが分かりました。

また同9月議会の最終日には、一部の議員に対する辞職勧告決議案の提出がされ、反対少数で可決されました。

しかしその内容を確認したところ、違法又は会議規則違反は一切なく、これも無実の者へ提出したものであることが分かりました。

不信任にしる、議員への辞職勧告にしる、法的拘束力はないとはいえ、その議決の結果は住民に周知されることになり、その提出は慎重でなければなりません。

また、適正に職の執行を行っていたにも関わらず、あたかも不正な議会運営を行ったの如くの発言は、香芝市議会の先人、先輩の皆さんが議会秩序を積み上げられてきたことに関し、反する行為でもあります。更に、違法性の認定行為すらなく、感情だけに偏ると思えるような不信任案の提出は、議会の秩序に関する重大な問題であると指摘できるものであります。

故に、無実の者に不信任案等を提案する行為は、人権にも反するものであり、二度と事実認定をすることなく、無実の者に不信任又は辞職勧告を提案するような行為を行わないことを決議する。

令和6年 月 日

香 芝 市 議 会